

第46 給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等

(平成30年 8 月20日消防危第154号)

1 携帯型電子機器の規格

給油空地等で使用する携帯型電子機器は、防爆構造のもの又は下記のいずれかの規格に適合するものとする。

- (1) 国際電気標準会議規格 (IEC) 60950-1
- (2) 日本産業規格 (JIS) C 6950-1
(情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項)
- (3) 国際電気標準会議規格 (IEC) 62368-1
- (4) 日本産業規格 (JIS) C 62368-1
(オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第1部：安全性要求事項)

参考：IEC 60950-1は、電氣的な事務機器及び関連機器を含み、主電源又は電池で動作する、定格電圧が600ボルト以下の情報技術機器の安全性について規定する国際規格であり、火災の危険性、機器に触れることのできる操作者等に対する感電又は傷害の危険性を減らすための要求事項を規定している。そして、当該規格に基づき、JIS C 6950-1が策定されている。

また、IEC 62368-1及びJIS C 62368-1は、IEC 60950-1及びJIS C 6950-1と同様の安全性を規定した規格であり、将来的に置き換わることが予定されているが、円滑な移行の観点から、現在は併存して用いられている。

なお、現在のJIS C 62368-1では、JIS C 6950-1に適合するコンポーネント及び部分組立品は、追加評価なくJIS C 62368-1の適用範囲とする機器の一部として認めるとされている。

2 携帯型電子機器の使用上の留意事項

給油空地等における携帯型電子機器の使用は、業務上必要な範囲において、以下の点に留意して行うこと。

- (1) 携帯型電子機器の落下防止措置を講ずること（肩掛け紐付きカバー等）。
- (2) 危険物の取扱作業中の者が同時に携帯型電子機器の操作を行わないこと。
- (3) 火災や危険物の流出事故が発生した場合は、直ちに当該機器の使用を中止し、安全が確認されるまでの間、当該機器を使用しないこと。

3 予防規程について

次の(1)から(3)に掲げる事項について、予防規程の添付書類等で明らかにすること。

この場合において、上記1に示す規格への適合性を確認するため、予防規程の認可の申請の際に、使用する携帯型電子機器の仕様書等を申請書に添付させるこ

と。

- (1) 携帯型電子機器の仕様、当該携帯型電子機器への保護措置
- (2) 携帯型電子機器の用途、使用する場所及び管理体制
- (3) 携帯型電子機器の使用中に火災等の災害が発生した場合に取るべき措置（危険物規則第60条の2第1項第11号関係）